



島根県報

平成30年11月2日（金）

第3,054号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
種畜証明書の書換交付の通報	（畜産課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水産課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出の取下げ	（中小企業課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ 〃 ）	3
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ 〃 ）	5

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	6
---------------	---------	---

告 示**島根県告示第694号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成30年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
NPO法人あったかいいねっと	共生型デイサービスお天気いいね	浜田市熱田町1129番地1	平成30年11月1日

島根県告示第695号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
21801170004	徒宝（日馬繁01S02761）	ペルシュロン種	飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

島根県告示第696号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

大田市久手町波根西2227 土江利之

〃 久手町波根西308 堀 守

〃 鳥井町鳥井185-13 木村武好

(2) 加入区

大田市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第697号

平成30年島根県告示第479号で告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による次の届出は、取り下げられたので告示する。

平成30年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 取り下げられた届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ひまり大庭店・パースデイ大庭店・セリア大庭ショッピングタウン店・ドラッグストアウェルネス大庭店
島根県松江市大庭町1803-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1
株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎 隆行

(変更後) J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹

(4) 変更の年月日

平成30年3月28日

2 取り下げ年月日

平成30年10月19日

3 取り下げの理由

届出事項に誤りがあったため。

島根県告示第698号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ひまり大庭店・パースデイ大庭店・セリア大庭ショッピングタウン店・ドラッグストアウェルネス大庭店
島根県松江市大庭町1803-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1
株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
株式会社ヤマダヤ	島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1	新宮 貴司	
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中 正人	
J A 三井リース建物株式会社	東京都中央区銀座八丁目13番1号	保崎 隆行	
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	辻田 泰徳	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
株式会社ヤマダヤ	島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1	新宮 貴司	
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中 正人	
J A 三井リース建物株式会社	東京都中央区銀座八丁目13番1号	工藤 真樹	平成30年4月1日代表者変更
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	辻田 泰徳	

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成30年10月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第699号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス出雲渡橋店 島根県出雲市渡橋町御前12-3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(3) 変更事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 60平方メートル（建物南側）

(変更後) 160平方メートル（建物南側、東側、西側）

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後8時まで

(変更後) 午前9時から午後10時まで

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後8時まで

(変更後) 午前6時から午後9時まで

(4) 変更年月日

(3)ア：平成31年6月23日

(3)イウエ：平成30年10月23日

2 届出年月日

平成30年10月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市切川町字内代1421番1、1449番2

面積 440.45平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市切川町1449番地

大江 章弘